

東大和市地域公共交通会議設置要綱

平成24年5月18日市長決裁

一部改正 令和元年11月8日市長決裁

一部改正 令和4年3月31日市長決裁

一部改正 令和6年4月1日市長決裁

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市内の交通環境を踏まえ、需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の向上を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東大和市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市内の乗合旅客運送に関し交通会議が必要と認める事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として運賃協議分科会を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金等（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するものとする。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員16人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 公募による市民 5人以内
- (3) 警視庁東大和警察署の職員 1人
- (4) 国土交通省関東運輸局の職員 1人
- (5) 東京都北多摩北部建設事務所の職員 1人
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 3事業者から各1人
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者 1人
- (8) 一般社団法人東京バス協会の代表者 1人
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 1人
- (10) 東大和市長又はその指名する者 1人

2 委員の選任について必要な事項は、市長が別に定める。

3 第1項第3号から第9号までに掲げる委員及び次条の臨時委員については、代理人を交通会議に出席させることができる。

(臨時委員)

第3条の2 市長は、試行運行の実施等臨時的な事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 第3条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項第3号から第10号までの委員の任期は、市長が別に定める。

3 臨時委員の任期は、当該臨時的な事項を協議する期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 交通会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によって選任する。

3 座長は、会議の進行を務める。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、座長が招集する。

2 交通会議は原則として公開とする。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 交通会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(運賃協議分科会)

第7条 運賃協議分科会は、交通会議の委員のうち次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第10号の委員

(2) 第3条第1項第6号のうち、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の委員

2 前項の委員(第3条第1項第1号及び第2号の委員を除く。)は、代理人を運賃協議分科会に出席させることができる。

3 運賃協議分科会に分科会長を置き、分科会長は第3条第1項第10号の委員を充てる。

4 前条の規定は、運賃協議分科会の運営について準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「運賃協議分科会」と、「座長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 5 分科会長は、運賃協議分科会の協議結果を交通会議に報告するものとする。
- 6 第1項から第5項に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定めるものとする。

(協議結果の尊重)

第8条 交通会議及び運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議及び運賃協議分科会の庶務は、まちづくり部都市づくり課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、座長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。